

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時一分開議

○義家委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として出入国在留管理庁長官佐々木聖子君及び出入国在留管理庁次長松本裕君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○義家委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○義家委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。稲田朋美君。

○稲田委員 自由民主党の稲田朋美です。

まず、本委員会でも非常に重大な、そしてまた悲痛な事案として取り上げられてきた名古屋入管におけるスリランカ女性の死亡事案について、仮放免をすべきだったのではないかと、また、医療対応が不十分であったのではないかとという疑問があつて、ひいては、改正法の前提として、入管の体制そのものが不十分だったのではないかと指摘がなされているところでございます。

死因も含めて、大臣のリーダーシップで、第三者も入れて、今、事案の解明、調査中なんですけれども、この委員会で、亡くなられたスリランカ人女性の收容中のビデオ映像を開示すべきである、そういう指摘がなされてまいりました。

その点について大臣の見解をお伺いいたします。

○上川国務大臣 今般亡くなられた方の收容中のビデオ映像の開示について御質問がございました。法務省といたしましては、相当ではないというふうに考えているところでございます。

その理由として、まず、ビデオ映像につきましては、收容施設の整備の状況、職員の状況等を撮影したものでございまして、保安上の観点から、その取扱いには非常に慎重な検討を要するものでございます。ビデオ映像を開示することによりまして、施設の設定や、また形状、職員による巡回の体制や頻度、また、監視カメラの撮影範囲や解像度などの具体的な状況が公となりまして、逃走の防止や施設内の秩序維持といった保安上の対応に支障を及ぼしかねないというふうに考えております。

また、死亡に至る状況を撮影した映像でございまして、亡くなられた方の名誉また尊厳の観点からも慎重な配慮を要するものと考えております。

さらに、現在、最終報告に向けてまして、第三者の方々に調査に加わっていただいて、そして公正客観的に調査検討を行っていただいている状況でございます。ここでビデオ映像を開示し、その内容に基づきまして国会で質疑が行われた場合、ビデオ映像について一定の評価づけがなされることとなり、第三者の方々が先入観なくビデオ映像を含む関係資料を検討することに対して影響を及ぼす可能性もあるというふうに考えております。

本件に関しましては、様々な御指摘、そして御疑問、こうしたことに関して、最終報告書におきましてしっかりとお答えすることができよう、公平、客観的な観点に立った調査の取りまとめを進めさせる方針でございます。

○稲田委員 私も、このビデオ映像に関しては大臣と全く同じ考えでございます。

もう既に、死体検案書、また、診療情報提供書二通、職員作成の報告書、看護師メモ、血液検査結果、また第三者との調査に関する契約関係書類等々、委員の皆さんから御指摘があつた、要望のあつた書類については閲覧をいただき、野党の先生方も本心に熱心に、熱意を持って閲覧をされておられます。また、法務省からも見解のペーパーも出されてきたところです。この間、誠実に対応し、死因以外の処遇についてどうだったのか、一定の評価が可能な状況にもなつてきていると思っております。

○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）

（検討）

第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（抜粋）
（平成30年12月25日閣議決定）

5 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項

（5）基本方針の見直しなど

本基本方針については、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行後2年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは見直しを行う。本基本方針の見直しを踏まえ、分野別運用方針についても見直すなど、必要な措置を講じるものとする。